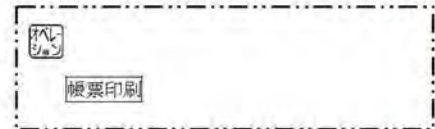




8) 登記識別情報の状態(「有効」,「失効」,「不通知」又は「登録無」)が表示されますので、「帳票印刷」ボタンをクリックします。



*「登録無」とは、登記識別情報が作成されていないことを示しています。

この場合にも登記識別情報は通知されていない状態であることから、「帳票印刷」ボタンをクリックして、通知されていない旨の回答帳票を作成します。

*プリンタから回答帳票が印刷されます。

*名義人が選択された状態で「結果印刷」ボタンをクリックすると、選択されている名義人に関する登記識別情報の状態確認の結果が蓄積されて、状態確認の結果がプリンタより出力されます。

したがって、不通知又は失効証明の状態確認の結果を出力する場合は、「登録効力証明：窓口申請(不通知・失効証明)」画面の「結果印刷」ボタンをクリックしてください。

なお、状態確認の結果の印刷は帳票印刷の前に行ってください。

9) 帳票印刷を行うと、対象条件入力画面(7)に戻ります。

次の物件の照合を行う場合は「物件一覧」ボタンをクリックし、当該受付番号の処理を終了する場合は「終了」ボタンをクリックします。